

裁判員経験者ネットワーク・シンポジウム（2011年6月18日）

「市民の中の裁判員制度—裁判員経験者と語る」概要報告

- ・場所：青山学院大学 総研ビル 509 教室
- ・日時：平成 23 年 6 月 18 日 13:30～16:30
- ・司会（共同司会）

第 1 部：田口真義（裁判員経験者）がメインで担当

第 2 部：牧野茂（弁護士・第二東京弁護士会）がメインで担当

■プログラム■

13:30～15:00：第 1 部【「裁判員制度」のいま！】

私たち一般市民が裁判員候補者になってから、裁判員に選任され裁判を終えるまでを裁判員経験者や周囲の専門家の話を交えながら追体験する。判決後の記者会見など裁判後の動向にも言及する。

15:00～15:15：休憩

15:15～16:30：第 2 部【みんなで語ろう「裁判員制度」の今後！】

冒頭に司会からの議論提起によるパネルトークを行った後、会場の皆さまからのご質問やご意見をパネリストにさせていただき、みんなで語るフリーディスカッションを行う。口頭が苦手な方は質問票も活用。

●当日のパネリスト（敬称略）

<裁判員経験者>

高須 巖

小田篤俊

松尾悦子

<弁護士>

濱田邦夫（元最高裁判事、第二東京弁護士会）

中村佳行（検察庁から職務派遣中、東京弁護士会）

<協力研究者>

四宮 啓（國學院大學法科大学院教授、弁護士）

<後援市民団体>

伊藤秀行（市民の裁判員制度めざす会代表）

<メディア>

友井秀和（NHK 解説委員）

松山翔平（読売新聞東京本社社会部記者）

はじめに

共同司会：牧野茂（裁判員経験者ネットワーク設立呼びかけ人弁護士の一人）から裁判員経験者ネットワークの設立趣旨とシンポジウムについて説明。

■設立趣旨

- ・裁判員の貴重な体験を市民で共有
- ・裁判員の心理的負担の軽減

交流会をこれまでに三回開いている。⇒経験者同士で集まる、心理的負担の軽減。

■シンポジウムについて

- ・経験者からも「会を持ちたい」という言葉があった。
- ・今回のシンポジウムは社会に共有する場（市民に対して裁判員になったらどうなるかということを知ってもらう）。
- ・様々なパネリストを交えて、課題を提示（裁判員経験者の視点から）。その上で参加した会場の市民の皆さんと質疑応答をしてもらってフリートーキングを行う。

配布資料の確認

共同司会：田口真義（裁判員経験者）から

配布資料：1）プログラム

- 2）最高裁判所パンフレット：「裁判員制度－より多くの方に、参加していただくために」（カラー見開き6ページ）
- 3）第二東京弁護士会 法教育の普及・推進に関する委員会 2010.12. 「法廷の様子」（カラー見開き2ページ）
- 4）新聞報道等コピー（裁判員裁判死刑求刑事件、裁判員守秘義務緩和についての日弁連提言）
- 5）裁判員経験者ネットワーク有志による最高裁判所への裁判員の「心理的負担」についての2010年12月9日付緊急提言とその添付資料1、2等

【第1部】「裁判員制度」のいま！

- ・司会進行：田口真義（裁判員経験者）

最高裁のパンフレットの見開き左側のグラフを参考に最新のデータを確認

□司会（田口）

Q) 平成21年のデータ。最近の動向どうなっているのか？

▼松山

- ・対象事件の起訴件数本年5月14日現在3514件。対象事件の種類ほぼ同じ。3日間で終わった事件33パーセントにまで減る。5日間以上14パーセントに増える。

□司会（田口）

Q) 経験者の動向はどうなっているのか？

▼友井

- ・ NHKで了解を得た方に対してアンケートを行っている。「やってよかった」という傾向。
- ・ 審理日程については、去年200人超 7割がちょうど良いと回答し、2割が短すぎると回答。
- ・ 長期化は難しいのは分かるが、やる以上はしっかり議論したいという考えが大半を占めている。
- ・ 証拠に関しては、8割が十分だったと回答し、2割が足りなかったと感じている。
- ・ 全体像を把握した上での正しい判断をしたいという気持ちの表れではないだろうか。

裁判員等選任手続きの流れを追体験しつつ、場面ごとに裁判員経験者の感想を質問

□司会（田口）

Q) 名簿記載通知が来たときの感想は？

▼各裁判員経験者から「驚いた」、「行きたいと思った」、「意欲的だった」などという回答。

□司会（田口）

Q) 起訴するかどうかの規準は何なのか？

▼中村

- ・ 一概に言えるものではないが、規準はある。何をやったかという点はもちろん、被害状況や犯行後の態度、背景事情などを考え、実際に法廷の場に持ち込み、裁判官や裁判員の議論を経て結論を出すべき場合かどうかという視点。いろいろな事情から、裁判まで持ち込むような事件ではないときには起訴猶予となる。刑事手続きは身柄拘束を伴うもので、起訴して裁判になると保釈されなければ身柄拘束は長引いていく。そのような不利益もあるので、事件の性質によっては早く釈放すべきであり、検察官にその裁量がゆだねられている。また、裁判員裁判事件として捜査を始めても、裁判員裁判事件としては起訴するに至らない場合もある。裁判員裁判は、重大事件についての手続きであり、被告人や被害者の負担も大きい。例えば、強盗致傷で捜査を開始しても、万引き犯が逃げるときに追いかけてくる人を一発殴ったような事件の場合などは、窃盗と傷害にして、裁判員裁判の流れに乗せない場合もある。そのような場合も、当然恣意的なものではなく、先例に照らした規準で判断している。

□司会（田口）

- ・ 選任手続きについて（DVDを上映しながら）

<以下DVD上映内容>

当日質問票の記入

- ・公平な裁判ができるかどうか、事件との関係性についてが質問される。

裁判長からの質問

- ・回答に基づいて質問する（質問手続き）。
- ・裁判官、弁護士、検察官、裁判所書記官 によって行われる。
- ・非公開。職員に部屋に案内される。
- ・公平な裁判が出来ない理由があるかどうか、辞退理由詳細など。
- ・候補者の人柄や能力、知識を問うものではない。
- ・時間も長くはかからない。
- ・一人ひとり聞く必要がない場合は集団で話を聞く場合もある。
- ・個別に話しがしたい場合は申告できる。

<以上DVD上映内容>

▼裁判員経験者よりコメント

- ・個別質問はなかった。

<以下DVD上映内容>

裁判員の選任

- ・辞退理由について話し合ったり、検察官・弁護士は理由を示さず特定の人数を裁判員候補者から外せる。
- ・残りの人たちをくじで選定する。
- ・裁判員が参加できなくなることを考え、補充裁判員が選ばれることもある。

選ばれた裁判員への告知

- ・番号で呼ばれる。選ばれなかった人たちはここで終了。
- ・証明書が必要な場合は発行してもらえる。

裁判員への説明と宣誓

- ・ルールの説明。
- ・必要な法律などについては裁判の流れの中でそのつど説明される。
- ・全員で宣誓する。

裁判員裁判の流れ

- ・審理（この分は弁護士 牧野 茂が担当）
- ・三人の裁判官とともに公開の法廷で立ち会う。
- ・法廷では証拠調べなどが行われる。
- ・裁判員は提出された証拠物や書類を見ることができるほか
- ・裁判長に申し出て、証人や被告人に直接質問できる。

<以上DVD上映内容>

□司会（牧野）

・審理の流れは大きく分かれて冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続、判決の宣告の4つのパートに分けられる。それに沿って経験者に審理について質問。

Q) 法廷の印象は？

▼裁判員経験者A

- ・生まれてはじめての法廷。入った瞬間はあとずさりするような気持ちと覚悟しなければという気持ち。
- ・被告人側に座った、自身が黒い服、スキンヘッド、至近距離なので被告人には覚えられないように…。「正々堂々とやらないといけない」という気持ちと「やばい」という気持ち。

▼裁判員経験者B

- ・裁判長と裁判官がリラックスする空気を作ってくれた。しかし、法廷とその空気のギャップにびっくりしたのと、満員の法廷…。

▼裁判員経験者C

- ・法廷に入ったとき、緊張はしなかった。入る順番が決まっているので間違わないように…と考えていた。テレビと同じ法廷で「おお」という感じ。
- ・被告人と同世代、悪い人という概念はなかった、普通の人と感じた。

Q) 審理の流れの説明はありましたか？分かりましたか？

▼裁判員経験者

- ・法廷に入る前に説明を聞いて、食事をした。雑談、柔らかい雰囲気の中で説明はあった。
- ・その後もわかった。

Q) 冒頭陳述を聞いて理解できたか？検察官と弁護人違いはあったか？

▼裁判員経験者B

- ・検察官はカラーのプリントに図で示していてわかりやすかった。
- ・その反対に弁護士はA4のプリントに文字のみ、専門用語が多く、分かりづらいという印象があった。その都度説明があり、噛み砕いてくれるのだが理解するのが大変だった。

Q) 証拠調べ。調書の朗読等は理解できたか？

▼裁判員経験者B

- ・理解できた。

Q) 証人尋問、被告人への尋問も含めて意図は理解できたか？

▼裁判員経験者B

・だいたい把握できた。担当事件の内容が複雑に思えたので100パーセントの理解は出来ず60パーセントぐらい…。

Q) 証拠が少ないと感じたことは？尋問が分かりにくいと感じたことは？

▼裁判員経験者B

・分かりにくかったことがあったが、最終的にはその不満は解消できた。質問をしたり、裁判官との話をする中で解消できた。

Q) 審議の中で評議室に戻る時間があったけど、どういう過ごし方をしたか？

▼裁判員経験者A

・第一回目の裁判員裁判だったので、固さがあった。重い雰囲気。昼食中もあまり喋らず、私語もせず、帰りは気をつけようなど…。

▼裁判員経験者B

・初日終わった後に、30分ぐらい事件の内容が分かりづらかったので、話におぼれているような状況。みんなで雑談をしながら、そのことを伝えるとみんな同じだったので、裁判官から説明をしてもらう。

Q) 疲労感、感想、家族と話したことなどあるか？

▼裁判員経験者A

・家の者から質問されたが、特に答えずに寝た。でも眠れなかった。どぎまぎしながら一日が終わってしまった。「明日はもっとがんばらないと」とすごく悩んだ。

Q) 他の裁判員から経験談をきいていたら違うかも？

▼裁判員経験者A

・そうですね、やるつもりもなかったし…。

Q) 論告は理解できましたか？

▼裁判員経験者B

・理解できた。視覚に訴える証拠は弁護側からは提示されなかった。個人的には弁護側の話し方がよくて、聞きやすかった。

メディアの立場からコメント

▼友井

- ・社会部の記者を経て、いま解説委員をしている。オウム事件も担当した。被告人も法廷でのやりとりを理解していなかったのではないかという感想を持った。また、法廷の外で調書を読んで判決を出す裁判で、裁判の内容を理解するのは難しいのではないかと感じていた。
- ・裁判員制度になって、被告人にも分かり易いものになったのでは？
- ・期間の短縮によって、以前にはあった最初と最後では裁判官が違うということがなくなった。ただ、裁判官が急ぎすぎる。審議計画にとらわれすぎているのでは…？裁判員の人のことを気にしてのことだが、しっかりとした議論ができないのでは？と感じられるケースもある。
- ・一方、裁判をしている間に、被告人に変化がみられるケースもあった。審理が短くなって、被告が裁判をどう感じるか、という面で変化があるかもしれない。

▼松山

- ・最近の裁判員裁判について話したい。法廷の両脇に大きな画面、裁判員の前にも小さな画面。事前の資料をそういった画面を通して見れる。アニメーションを使って説明していたが、最近ではA3サイズぐらいのプリントを出している。
- ・理由：アニメーションだけだと分かったつもりになっている、咀嚼してもらい機会がなくなるのでは？という考え方。
- ・弁護士側：目を見ながら語りかけたり、ただ読みあげたり・・・。
- ・何が正解というわけではないので、模索が続いていくのでは？

制度を見守る市民団体としてコメント

▼伊藤

- ・裁判員裁判を4件ほど、最初から最後まで全部傍聴している。弁護士側には事件の詳細について説明するよりも、情状を・・・。視覚に訴える必要はないのか？被告人の生い立ちや人柄についてどう示すかが大切になってきているのではないかと？

裁判官の立場からコメント

▼濱田

- ・裁判官の立場といっても、自分は本来ビジネスロイヤーとして弁護士活動をしていたので、あまり法廷に出ていなかった。
- ・裁判員裁判が始まるまでの裁判所内の雰囲気；口頭弁論主義、法廷の公開主義が法律上の原則ではあったが、実際には書面審理が中心で、法廷の傍聴人等には分かりづらかった。
- ・裁判員裁判の導入によって口頭主義、公開主義が徹底されだして、他の刑事裁判、民事裁判にも、つまり裁判全体にも良い影響が出ている。
- ・アメリカでは陪審員制度を歴史的経緯で仕方なくやっている面があるが、日本でこれを新たにやるのはいかがかといった意見のアメリカの学者もいるなかで導入されたのが、裁判員制度。
- ・日本では市民と裁判を結びつけることで良い影響が出始めている

検察官の立場からコメント

▼中村

- ・「わかりやすく」説明をしなければならないという観点が強まっている。具体的には、内容、資料を工夫しようという流れ。
- ・専門用語についての説明は特に難しい。一般用語として殺意や正当防衛という言葉を見た場合、なんとなく理解はしてもらえるが、その成立要件までは普通は分からないので、その部分を説明しなければならない。分かりやすく噛み砕かなくてはならない。概念的なものを言葉として理解できても、成立要件や本件がそうである理由という部分まで理解してもらわないといけない。
- ・そのためにはどう説明しないといけないのかを考えて準備をする。
- ・アニメーションからプリントへという流れについては、アニメーションを利用するとその場のインパクトはあるが、実際にその場で分かっているかは分からないし、分かったとしても記憶には残りにくい。その反面、プリントを利用すれば手元に残るので、その後の羅針盤としても使ってもらえる。
- ・また証拠調べ手続きなどでは、現場の見取り図をスクリーンに表示しながら説明するなどの工夫もする。
- ・捜査段階からの工夫（分かり易い調書）も必要となる。調書は公判で読み上げるのが原則なので、簡潔で分かりやすいものを作ることを心がけている。

研究者の立場からコメント

▼四宮

- ・法廷は革命的に変わった。あえて言えば、記録を渡すだけの法廷から、見て聞いて分かる法廷へ。良い方向への変化だと捉えている。
- ・裁判員制度の導入で、法廷という場所が人と人とのコミュニケーションの場であるということが改めて確認できた。コミュニケーションの場であるかという意識が大切。
- ・アメリカの法廷では水が用意されている→喋る場所だから。
- ・本当に分かり易い論点、争点、証拠がきちんと整理されているかどうかについて
→あまりにも、早期に終わらすことに注力するあまり、裁判員の中には「もっと議論したかった」との声も。
- ・法廷での資料提示方法が、紙に戻り始めていることについて
→法律家は我慢が足りない。聞く人たちが全く変わったのだから、聞かせる技術も全く違うものになって当たり前。市民、裁判員からのフィードバックも必要。専門家を教育するという観点が大切。

<以下DVD上映内容>

評議・評決

- ・法廷で得た証拠について、話し合う。評議で重要なのは活発な議論が行われること。
- ・裁判官は裁判に関するルールや仕組みについて説明。全員が納得するまでしっかりと議論する。

<以上DVD上映内容>

評議の感想について

▼裁判員経験者A

- ・固い雰囲気。評議を進めるにつれて、だんだん雑談のような雰囲気になっていった。

▼裁判員経験者B

- ・ほぼ均等に、率先して発言する雰囲気があった。

▼裁判員経験者C

- ・よく喋るひとと全く喋らない人に二分した。不完全燃焼の人もいたのでは？
- ・裁判官が全体の意見を聞こうとする姿勢があったので、より多くの意見を聞けたのでは？

<以下DVD上映内容>

判決宣告

- ・判決宣告に立ち会う、これで裁判員としての職務は終了

<以上DVD上映内容>

記者会見について

▼田口

- ・注目された裁判などでは、記者会見がある場合もある
- ・一般市民がカメラや記者を前に・・・

Q) みなさんは参加されましたか？感想は？

▼裁判員経験者A

- ・打診はありました。評議中も裁判官から打診があった。再三、打診があった。最終的には全員記者会見に参加した。個人的な感想としては、本音を言える状況ではなかった「ほっとした」「肩の荷がおりた」程度のことしか言えなかった。自身はその後もう一度少人数で話をする機会があったがそっちでは本音で喋れた。

▼裁判員経験者B

- ・私を含めて3人が記者会見に参加した。私以外の2人は顔も名前も隠していた。個人的な意見としては、そこまで出て話すことも裁判員の勤めだと考えていたので、私は顔も名前も公開した。

▼裁判員経験者C

- ・参加した。被告人と検察の意見が全く食い違う。難しい、しんどいという感想を期待される記者会見だった。記者会見に出席した裁判員からその部分の答えは全く無かった、短い記者会見で終わった。

▼田口

勘違いされている方もいるかもしれませんが、記者会見への参加は裁判員の方々の善意で行われるものであり、無償なんですよ。

Q)メディアは記者会見をどうとらえているのか？

▼友井

- ・参加した人の意見、考え方がすごく大切。メディアがどうこういうより明らかに説得力がある。経験者ならではの感想を取材し、伝えることが、この制度について考えるのに必要なこと。できたときは市民の視点というよりも、専門家の意見を中心に作られたものなので、制度の運用・改訂については市民の視点がとても大事になってくる。市民の声がどれだけ反映されていくかが重要だと考えている。

▼松山

- ・東京地裁では制度開始から197件中181件、91.7パーセントで記者会見が行われている。
- ・裁判所・裁判員の報道に対する理解のおかげでは。
- ・評議の流れなどについての質問・・・誘導は無かったか？改善点は？という質問。
- ・メディア側も配慮した質問をしている。内容に関する直接的な質問はしない。

裁判後について

Q) 今日のようなシンポや交流会のほかにもどのようなものがあるのか？

▼伊藤

- ・名古屋でもそういった経験者の話を聞く体験をしたいとは考えているが、どうすればいいかわからない状態。経験を人に喋るということは、経験者にとってとても意味があるようだ。

施行3年目を迎えた裁判員制度に対して経験者がすべきこととは

▼四宮

- ・会見はとにかくみなさんに出ていただきたい。この制度をよくしていくには経験者の声が一番大切。声が社会に還元されていくことが大事。他方で、裁判員裁判であること自体はニュースになってほしくないとかんじている。市民が裁判の場に入ったことはニュースにならないように、定着してほしい。現状は、会見に出ない裁判員、会見に来ない記者が増えていると聞く。

会見に来る記者は法廷にきてない記者だったり…。ジレンマ。裁判員裁判は当たり前になってほしいが、裁判員の声は社会に還元されてほしい…。

- ・ どのような方法で経験者の声を社会に還元していくのがよいのか、皆の知恵を。

第1部：終了

休憩

【第2部】みんなで語ろう「裁判員制度」の今後！

- ・ 司会進行：牧野茂（弁護士）

裁判員の心理的負担について

□牧野（司会）

- ・ 問題提起と読売新聞の死刑求刑事件の簡略な説明
- ・ NHKのアンケートでは、やってよかったという声は多いが6割の人が精神的負担について触れている。
- ・ 第1回の交流会には7人が参加したのだが、「やってよかった。」と、9割ほどが充実感を感じているが、重い負担を感じている人が多かった。
- ・ 共通点、被告人の運命について「実刑にしてもいいのか？社会で受け入れることができるのか？」と考える。被害者のこと。昨年末には死刑求刑事件が5件

<参考資料>読売新聞記事を提示（死刑求刑裁判に関する記事）

「死刑・人間像で決める」

- 1) 耳かきサービス店事件 無期懲役
- 2) マージャン店 初めて死刑判決
- 3) 仙台の少年事件 死刑
- 4) 宮崎 家族三人 死刑（記者会見に一人も出席せず）
- 5) 鹿児島 死刑か無罪かの究極の事件 無罪

メディアの視点から

▼松山

- ・ 横浜の死刑求刑事件について。事件発生当初から関わっていた事件。逮捕された時点から被告が死刑になることを覚悟していて自暴自棄になっていた、つぶっていた。
- ・ 法廷で遺族の声を聞いて感極まる場面も、裁判員も…。
- ・ 被告の精神的な変化を感じることができた。裁判員が手厚く死刑を支持しているのではなく、裁判員も苦悩している。心理的負担。

▼友井

- ・鹿児島为例。長期の裁判と裁判員。
- ・疲労感漂う法廷だった。鹿児島の件は無罪だったが、だからといって気が楽なわけではない。
- ・大変なことをやっているというほかない。鹿児島は40日やったが、必要ならやらざるを得ない。納得いくまで議論できたという感想もあった。
- ・考え方としては、社会が死刑制度を維持している以上、市民は死刑言い渡すことに関わらないということだろうが、一方では、それは専門家の仕事だという考え方もありうる。一般の人がどう関わっていくのか、どういう役割を果たすのか、一般市民と社会という大きなテーマとして考えるしかない。死刑事件をやる以上、大変だというのは仕方ない。だからこそ、その後の対応として、どういうことができるのかという問題になる。

経験者に質問

Q) 自分がもし死刑求刑事件を担当したら。

▼裁判員経験者A

- ・被害者の方を思う気持ちっていうのは自分の担当した事件の中にもあった。仮定といっても、難しい。

▼裁判員経験者C

- ・分からない。自身が裁判員をやっているときに、耳かきの事件が東京で行われていた。「あの事件に当たらなくてよかった」死刑判決のときにいたらどう思うか、負担は？分からないが、もしそうだったら公の場所には出てきていない。

Q) 死刑判決に市民が関わることについてどう考えるか？

▼四宮

- ・裁判員制度がもたらす問題ではなく、死刑制度がもたらす問題だ。国民はこれまで社会のシステムの一つとして、死刑制度を支持している、支持率も年々上がっている。
→今ただちに死刑制度を外すことは考えづらい。社会のコミュニティーのメンバーの一員である被告の生命を政府が奪うのが死刑だ。その手続きがきちんとされているのかどうかを監視する必要があり、そのプロセスの中に市民の目が入るべきだ（⇒民主主義）。
- ・世界に目を向けても、死刑制度と国民参加のある国は、死刑事件には市民を入れているし、死刑の裁判にのみ市民を入れる国もある。日本では、死刑の実際について専門家ですら知らない部分があった。確定囚はどのように執行まで過ごすのか、執行対象者はどのように選ばれるのか、執行はどのような流れで執り行われるのか？執行後はどうなるのか？など。
- ・死刑の実情を専門家も知らないし、国民は全く知らないままに支持してきた。懲役30年と無期

と死刑の間には開きがあるが、無期と死刑の間の開きは、懲役 30 年と無期の間の開きとは本質が違ふ。裁判手続はこの開きに相応しいものになっているのか？

- ・死刑制度を存続する限り、主権者の国民は参加すべき。でも負担も計り知れないものがある。負担を軽減するシステムを構築する必要がある。

□牧野（司会）

- ・新聞の議論でも、死刑制度について国民が考える機会になり得る
- ・死刑事件が 5 件続いたこともあり、経験者ネットでも動きがあった。最高所裁判長への緊急提言を出した。経験者ネットワークの HP から PDF が DL 可能である。

▼濱田

- ・この緊急提言は 12 月 9 日。鹿児島県の事件の判決の 1 日前に最高裁判所に提出された。残念ながら、正式な回答はないまま今日を迎えている。
- ・カウンセラーの団体である朝日カウンセリング研究会が裁判員体験者の「心のケア」に「アフターケア。グループ」の導入の提言を 2009 年 5 月 20 日に最高裁判所長官に提出したが、かなり時間がたってから、裁判員裁判担当の参事官から、予算の都合上難しいというコメントがあっただけ。
- ・裁判所は、この裁判員の心のケアの問題については、裁判所がしっかりと行っている、口出しをしてほしくない、というスタンスと思われる。
- ・裁判員経験者同士がお互いに連絡しあい、集まることが明確に禁止されているわけではないが、なんとなく許されていない状況だったが、今では連絡しても構わないこと、奨励するような姿勢を裁判所がみせだしている。
- ・自分は、最高裁の 5 年間で 10 件の死刑判決に関与して、光市母子殺害事件の主任裁判官も勤めた。死刑という制度がある以上、裁判員になったら、死刑という選択肢は無視できない。刑法、刑罰の目的に、応報刑と教育刑（被告人を立ち直らせる）二面があるが、後者の面で死刑は相容れないものがある。制度として存在しているから、死刑という選択も致し方ないと感じているが、法律専門家も苦悩している。裁判員は一度きりの経験でとてもショックを受けているが、専門家にまかせれば済むということではない。社会全体で考えるべき問題である。

▼伊藤

- ・死刑判決を下すにあたって、特別な評決方法が必要ではないかという議論がある。この考えには賛成である。ただ具体的にはどのような特別評決方式かはもう少し議論が必要だと思う。また刑罰としての死刑の是非とは切り離して考える必要もある。
- ・特別評決の例として 例えば 全員一致が必要という意見もあるが、これは裏返すと評決の具体的内容を公表することと同じであり、また全員が死刑制度を肯定することになる。単純過半数以上でなければならないが全員一致には疑問を持っている。逃げ道も必要ではないか。8 人以上の一致でということも現実の選択としてはありうるのではないか。

評議の守秘義務について

Q) どこからが、秘密にすべき部分なのか分かったか？

▼裁判員経験者B

- ・一切喋ってはいけないという解釈。裁判官から説明があったので、今では理解している。

日弁連の裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言について

▼牧野

- ・提言内容：守秘義務規定 ①プライバシー ②評議の秘密
- ・②について大幅に罰則規定を軽減を提言
発言者が誰か分からないように発言内容を述べる場合は罰則に当たらない。
- ・守秘義務のコアになる部分（議論の自由を守るための部分）
→発言者を特定せず、自由な議論を守れば。
- ・それ以外の、ブラックボックスにしておくことの弊害、市民がどのように考えたのか、という部分が見えないことは市民参加の意味が無い。(日弁連提言は日弁連のホームページの意見書で検索できるし、PDFで添付しておく)
- ・例えば) 殺人事件 殺意が争点の場合
殺意がないという議論もありました ○
最初は殺意がないという意見が大多数でしたが、○
7対2で決まりました ○
のように、誰が言ったのか、を特定できないような内容であれば構わないという案。

この改正案に関して

▼四宮

- ・記者会見で裁判員経験者は守秘義務は必要だと言っていた。言ってはいけないことがあることは共有されている。
- ・しかし言っているいいこととそうでないこととの線引きが難しい。線引きをわかり易くするのはいいことだと思う。プライバシー、誰が何を言ったかは理解されるだろう。
- ・規準として明確であることが必要だ。

第三者検証機関を設け、それに対しては守秘義務を撤廃

▼伊藤

- ・裁判員のいろんな声があるのは分かるが、ごく一部。
- ・第三者機関にたいして、裁判員が意見を全て言えるようにする。
- ・今のように限られた意見だけを集約するのは問題。

審理の充実という観点について

▼濱田

- ・ ケースバイケース。硬直的。日程があつてという前提が強すぎる。フレキシビリティ、柔軟性を持った形でやらないと、裁判員、被告人共に充実してないという感じが残るのでは。

▼中村

- ・ 基本姿勢として、わかり易く簡潔にというのは大事。だが、当事者からもっと時間が必要という意見があれば時間をかけてやるべき。ケースバイケースで時間がかかる場合もそうでない場合もあるが、いずれにしろしっかり出すものは出したうえで裁判員に議論してもらうことが必要。

質問票や会場からの自由質問、応答

Q) 裁判員になって、疑問に感じたこと驚いたこと、分からなかったことなどあったか？

▼裁判員経験者

- ・ いずれも、「わかりやすく話してもらった」と回答。
- ・ 驚いたことは「集まってみんなで食事に行ったこと」「裁判官がフレンドリーだった」などの点があがった。

Q) 裁判官からの無罪推定に関する説明はあったか？また理解できたか？

▼裁判員経験者

- ・ 「あった」「理解できた」との回答が多かったが、「後になって解った」という趣旨もあった。

○その他質問

- ・ 「量刑データベースに関する点」や「経験したことによって犯罪に対する考え方が変わったか」「もう一度裁判員しても良いか」、「守秘義務緩和が必要か」、「死刑は全員一致が良いと思うか」などの質問に対して裁判員経験者及びその他のパネリストから率直な回答があった。
- ・ パネリストと会場の市民が共に裁判員制度の現状の課題を論じる中で時間切れ終了となる。

閉会の挨拶

□司会

- ・ 今後もこういう機会を持ちたい。全国各地でネットワークの本来の機能である経験者交流会も開きたい。また、市民に模擬体験していただく機会を今後も作りたい。市民と共に課題を検討する機会も設けたい。

シンポジウム終了

模擬法廷教室見学

- ・シンポジウム終了後、法科大学院の模擬法廷教室を希望者は見学。市民 6-7 人が参加。

以上